

MONJU

もんじゅ

2005年10月15日 1号

無料/年4回発行

発行/南企創

名古屋市千種区池下1-11-27

☎(052)751-8703

INDEX

- 管制塔「個人情報保護法」…2, 3面
- 論・ろん「資本論の正体①」…4, 5面
- 戦略的法務室…6面
- 真相・深層「人権って!」…7面
- メセナとCSR、表紙の説明…8面



企業の理論武装

企業はモノである、と断言したのは青色ダイオード発明、訴訟で有名になったかのN氏である。ニッポン放送買収劇のH氏、話題の阪神電鉄TOBのMファン、彼らも企業をモノ扱いするから平気で乗り取りまがいのことが出来るのであろう。企業自身もKMとか知財開発とは云いながらも、直接モノ・カネに結びつく研究開発には熱心であるが、意外に今日・明日カネにならない企業の心の開発には疎遠になりがちである。

しかし、企業は物体ではない。企業は人とモノとの相互依存で成り立っていることは明白である。企

業は自然人（人間）に似せて法整備された組織体であり、だから「法人」といわれ、企業は本来法人格を備えており、人と同じく企業も心を持って当然である。

企業の心の開発、心—精神—知力—知識—戦略的総合知識。今、企業の心、企業の知力、企業の知識装備が問われているのである。Nの発明も、H、MのTOBも知力のなせる技である。

知力は最高の兵器である。企業は迫り来るあらゆる他者に応戦しなければならない。戦略的総合知識装備—企業の理論武装が今、強く要求されている。

個人情報保護法

— 限りなく言論統制の道に近づく

こんな法律つくっていいのか！ —

EU方式丸呑み、政治家横槍入りの、的外れ個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）は、廃案になってから一年そこそこで大した手直しもされず、うるさいマスコミ、報道陣らに眠り薬（一部適用除外）を入れるだけで、ゴリ押しで国会をパスしてしまい、今年4月法律は完全施行されるに至った。

法第一条にある「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」というお題目とはほど遠く、限りなく「表現の自由」を抑圧する、気軽にものも言えぬ暗闇社会をつくり出そうとしている！

民主主義の世の中というのにこんな法律が罷り通っていいものだろうか。

法施行後半年そこそこというのに、早くも混乱、批判、法見直しの声さえ上がっている。

日本経済新聞、7月1日付の紙上では「個人情報保護 続く混乱」の大見出しで、学校、病院、企業における法対応の右往左往、混乱振りが報道され、専門家の声として「保護法そのものの欠陥が一連のドタバタ劇の背景」という厳しい指摘もみられる。

また読売新聞、8月3日付では法に関する特集記事が生まれ、法が「民主主義の土台を揺るがす」と警鐘を鳴らし、「法の見直しが必要」の記事も目を引く。

現実には調査や統計、取材、アンケート活動の過程で、一般市民の中でさえ気軽に噂や個人のことを話すことがタブー視される風潮が出始めている実情で、法による過剰反応、混乱、萎縮効果等の悪影響は波状的に広がりがつある。

「個人情報保護法」は妥当か

個人情報と一言に言っても、その意味する範囲は極めて広く、不確定である。

法第二条では「個人情報とは、生存する個人に

関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。」とある。

法第二条二項には「個人情報データベース等」についての規定はあるが、法がデータベース保護であるか、個人情報全般を保護するのか明記されておらず、結果的に個人情報包括保護を意味することになっている。個人情報の、何をとか、どの分野、部分などの条件、限界をつけることなく「個人情報の保護」と謳ってしまったため、全般（包括）保護を意味することになり、法の目的が広く漠然としてしまった上、更に第一条では「個人の権利利益の保護」と大風呂敷を広げており、一条、二条の法文不備不当が收拾のつかない事態を招くことになるのである。

初めから個人データ保護とでも限定すれば、過剰反応や混乱も起きず、相次ぐ大量個人情報流出、悪用も防げた筈ではなかろうか。

因みに諸外国における個人情報に関する法律のタイトルはどのように表されているか、ジュリストブックス『Q&A 個人情報保護法』に掲載されている「OECD加盟国三十カ国における個人情報保護法律」一覧表を概観すると次のようなことが判明する。

30カ国中、23カ国は保護法のタイトルに必ず「個人データ(Personal Data)」と表示されており、ずばり「個人情報保護法」となっているのはカナダのみである。残るアメリカ、メキシコ、韓国には民間部門対象の保護法はなく、ニュージーランド、オーストラリアはプライバシー法としている。カナダでさえ電子文書法が加えられており、何の条件、限定もつけざるごと「個人情報保護法」と大上段にやってしまったのは日本だけということになる。

諸外国、特に個人情報やプライバシーについては厳しい規制をしているEU諸国ですら、個人データと条件付けして、個人情報(全般)とは一応区別し、個人情報の有用性や表現の自由への配慮が窺われるのに、日本の場合はこの厳しいEU方式丸呑みに輪をかけて、実質的に無制限に個人情報を保護する格好となり、結果的に個人情報封印の風潮を招き、個人の顔の見えない社会、人の噂も安易に出来ないような閉鎖的な暗闇社会を作り出す現象が起きることになったのである。

この法は本来、個人情報大量データ流出、悪用防止が目的である筈なのに、人権擁護やプライバシー保護と混同される的外れの法ができ、逆に表現の自由を脅かす人権侵害現象を惹起するに至っているのである。

個人の権利を保護するといって逆に基本的人権を脅かすような今回の法は、民主主義社会に馴染まない悪法ではなからうか。

なぜ 悪法はできたのか。

今回の法は、個人情報がどこで、どのように悪用され、個人がどの程度権利侵害を受けているか等、現実の具体的な事象に基づく検討、論議することなしに、ただ観念的に「国際標準との整合性」とか「現代社会の趨勢」等、聞こえのよい美辞麗句を並べて、見習う筈であった欧州型保護法にも

似て非なる無制限の個人情報保護法をつくってしまったところに最大の問題がある。

なぜ、こんな法律ができてしまったのか。

まず考えられるのは、個人主義の徹底している西欧のEU型保護法を、それとは少し違った社会モデルを有する日本にそのまま輸入利用するという知恵のない安易な立法姿勢が指摘できる。日本人は西欧人に比べ集団意識、連帯意識が強く、個人情報をかなり開放共有し、プライバシーを聖域化しない村社会志向があり、このあたりの日本型社会モデルを無視して、西欧式社会モデル信仰、西欧一辺倒を安易に踏襲したところに問題がある。何でも西欧頼みの奴隷根性丸出しが欠陥法をつくる大きな要因となっている。

次は立法過程で政治家たちの強い私情が入ったことが、この法目的を大きく狂わせたことも看過できない。政治家たちがプライバシー侵害による名誉毀損の問題を個人情報問題に持ち込み、個人情報濫用とプライバシー侵害を混同させてしまったところに法の目的が狂い、内容も的外れのものになったものと見做される。

第三は、立法材術の拙劣さにある。

立法側が、法律作成に関する相当知識と立法に臨む真摯な姿勢を欠き、現実の事実、事象に関する考察を怠り、EU猿まねの付焼刃式で安易に片付けてしまった感が強い。現実軽視の安易な概念規定頼みの立法姿勢が拙劣さを招くのである。

最後はマスメディア、学者、文化人らが法に対する吟味、批判、対案提出を怠り、最終的に妥協してしまったことは残念でならない。加えて、国民全体が批判の声も上げず、無気力に法を認めてしまった無責任は猛省を迫られるところである。

このような悪法は廃棄、出直しが望ましいが、修正、補充するにしても、上意下達式の政令、指針、ガイドラインなどの安易な垂れ流しをするのではなく、今一度、法的的を絞り、適正化することにより個人情報の何を、どの部分を保護、規制するか、個人情報の分類種別を細密に検討して、保護すべき個人情報と対象外を明確に区別すべきである。

個人情報濫用防止に的を絞るべきである。

資本論は全3巻2700頁余(A5判)のボリュームを誇る確りした経済学書として知られ、資本主義生産様式における資本の全貌に迫ろうとしたもので、その表現方法は論述式で書かれているが、実際に読んでみると意外に独断、飛躍、非論理性に満ちており、およそ理論とか論述とはほど遠い。むしろマルクスの激情で書かれた資本主義に対する強烈な憎悪の情念が伝わってくる資本物語とでも言うのが適当のようである。それも経済学の先駆者アダム・スミス主著『国富論』に対するむき出しの競争心と敵意を持ってがむしゃらに書かれた激情の書とでも云えよう。このあたりは評論家の西部邁氏も「あれ(資本論)は情緒的」といった嘲笑的な見方をしているのが印象的である。論述とは逆に資本論は理論ではなく、ドラマ即フィクションであり、本来詩か散文で書かれるべきものが、こどもあろうに論述方法で書かれているために解り難いのである。資本論は論理を装った詩劇みたいなもので、論理を通して理解しようとするならば、矛盾と飛躍だらけで訳が解らなくなるのは当然である。マルクスはレトリックの名手ではなく、文章トリックの巧みなマジシャンである。後にこのトリックについては事例で明らかにするが、とにかくマルクスは文章による泣かせどころ、殺し文句をよく弁えており、偉い先生方もみんなこんなマジックにやられてしまうようである。

もしも、資本論を知ろうとするならば正直に全巻読まなくても、やはりマルクスの書いた薄っぺらな文庫本『賃労働と資本』『賃金・価格および利潤』、この2冊をさらっと読めば充分こと足りるところで、資本論はこの2冊に尾ひれをつけボリュームを大きくしただけのシロモノである。全巻読破なんて無駄骨折らなくても、資本論の核心となるところをみっちり読みこなせば、資本論の正体を掴むことができ、仕掛けられたトリックも明らかになるというものである。その核心となるところが2700頁中の僅か4頁である。参考までに資本論第一巻の目次だけを一覧表として右記のように掲載するが、核心4頁というのは第一巻965頁中の最後の部分、即ち第一巻第7篇第24章第一節「本源的蓄積の秘密」とされる所である。目次だけ見ると大層な題字が並んでいるが、これはマルクス一流の厚化粧と考えればよい。

『資本論』

—マルクス資本論の正体を掴む—
マルクス・コン

世間ではマルクスの資本論=難解と資本論を世界最高峰エベレスト山扱いする人もいないようだ。

しかし正体を掴めばなんのことはないもので、およそ理論ではない。資本論は猛々しく仕込まれたフィクション—資本カラクリが解り、砂上の楼閣である事から、みんなそのトリックに騙さ

資本論第一巻 目次(抄)

- 第一巻 資本の生産過程
 - 第一篇 商品と貨幣
 - 第一章 商品
 - 第一節 商品の二要素 使用価値と価値
 - 第二節 商品に表された労働の二重性
 - 第三節 価値形態または交換価値
 - 第四節 商品の物的性格とその秘密
 - 第二章 交換過程
 - 第三章 貨幣または商品流通
 - 第一節 価値の尺度
 - 第二節 流通手段
 - 第三節 貨幣
 - 第二篇 貨幣の資本への転化
 - 第四章 貨幣の資本への転化
 - 第一節 資本の一般定式
 - 第二節 一般定式の矛盾
 - 第三節 労働力の買いと売り
- 第三篇 絶対的剰余価値の生産
 - 第五章 労働過程と価値増殖過程
 - 第一節 労働過程
 - 第二節 価値増殖過程
 - 第六章 不変資本と可変資本
 - 第七章 剰余価値率

の正体 ①

で レックスを払拭しようー

っている人が意外に多いかもしれない。資
人もいれば、化け物みたいに恐がって近づか

資本論なんて下手なドラマか小説のような
レックスの理性ではなく、マルクスの激情で
物語である。資本論は4ページ読めばその
見えてくる。マルクスは何よりも文章マジシ
るのだ。このシリーズでそのタネ明かしを

- 第一節 労働力の搾取度
- 第二節 生産物の比例諸部分における…
- 第三節 シーショアの「最終一時間」
- 第四節 剰余生産物
- 第八章 労働日
 - 第一節 労働日の限界
 - 第二節 剰余労働にたいする渴望。
 - 第三節 搾取にたいする法的制限を欠く…
 - 第四節 昼間労働および夜間労働…
 - 第五節 標準労働日のための闘争。14世紀…
 - 第六節 標準労働日のための闘争。労働時間の…
 - 第七節 標準労働日のための闘争。付'リス工場…
- 第九章 剰余価値の率と剰余価値の量
- 第四篇 相対的剰余価値の生産
- 第十章 相対的剰余価値の概念
- 第十一章 協業
- 第十二章 分業と工場手工業（一節～五節省略）
- 第十三章 機械装置と大工業
 - 第一節 機械装置の発達
 - 第二節 生産物に対する機械装置の…
 - 第三節 機械経営が労働者に及ぼす…
 - 第四節 工場
 - 第五節 労働者と機械との闘争
 - 第六節 機械装置によって駆逐された…

- 第七節 機械経営の発達に伴う労働者の…
- 第八節 大工業による工場手工業、…
- 第九節 工場立法…
- 第十節 大工業と農業

第五篇 絶対的剰余価値と相対的剰余価値の生産

- 第十四章 絶対的剰余価値と相対的剰余価値
- 第十五章 労働力の価値と剰余価値との量的変動
 - 第一節 労働日の大きさと労働の強度…
 - 第二節 労働日と労働の生産力とが不変で…
 - 第三節 労働の生産力と強度が不変で…
 - 第四節 労働の持続、生産力、強度が…
- 第十六章 剰余価値率の種々の表式

第六篇 労働賃金

- 第十七章 労働力の価値または価格の労働賃金…
- 第十八章 時間賃金
- 第十九章 出来高賃金
- 第二十章 労働賃金の国民的差異

第七篇 資本の蓄積過程

- 第二一章 単純再生産
- 第二二章 剰余価値の資本への転化
 - 第一節 拡大された規模における資本主義…
 - 第二節 拡大された規模における再生産…
 - 第三節 剰余価値の資本と収入とへの分割。
 - 第四節 資本と収入とへの剰余価値の分割比率…
 - 第五節 いわゆる労働賃金
- 第二三章 資本主義的蓄積の一般的法則
 - 第一節 資本組成の不変な場合における蓄積…
 - 第二節 蓄積とそれに伴う集積との進行中…
 - 第三節 相対的過剰人口、または産業予備軍…
 - 第四節 相対的過剰人口の種々の存在形態。
 - 第五節 資本主義的蓄積の一般的法則の例解
- 第二四章 いわゆる本源的蓄積
 - 第一節 本源的蓄積の秘密**
 - 第二節 農村住民からの土地の収奪
 - 第三節 15世紀末以来の被収奪者…
 - 第四節 資本家の借地農業者の生成
 - 第五節 工業への農業革命の反作用…
 - 第六節 産業資本家の生成
 - 第七節 資本主義的蓄積の歴史的傾向
- 第二五章 近代植民理論
（「資本論」向坂逸郎訳・岩波書店刊より）

企業の法務室

企業は技術、販売、製造、資金、労働にはじまりあらゆる戦力を要するが、今、最大に要求されるのは企業の知力である。知力は市場戦における最終武器であり、企業の高度広範な総合知識装備こそ最高の戦略である。

企業の法務室が戦略的知識装備を担うべきである。法学を機軸として政治、経済、思想、宗教、哲学等、高度広範な知識装備による法務室の質的高度化と組織強化を計るべきである。

企業の法務室は決して法曹頼みのささやかな法律事務室であってはならない。哲学ができる、大所高所において高度な思考判断のできる法務室、それが今企業に要求されている戦略的法務室である。

構について

構は構の旧字。音読はコウ、訓読はカマエ。意味は心構えと武道の姿勢である構えの両方を考えて貰えばよい。

真より実

戦略的法務室の第一の心構えは、真より実を重んずることである。古来より真・善・美は価値の最高とされ、根底に絶対観の支配があるが現代は絶対性至高の価値観から相対性、不確定性の価値観へ移行しており、絶対観は現実性を失いつつあり絶対的真理の探究は現実世界から遊離しやすく、暫々観念の遊戯に陥りやすい。

法は現実社会の規律、規範として有効に機能し得る限りでその存在価値が認められるものである。現実社会に機能しない理想的な法とか真理の法などは存在価値を有しない。観念的になりやすい真理の探究より現実を直視し、実際事例を重んじ現実の事実、事象など総合的観点に立脚した分析且積算的認識方法こそ戦略的法務室の基本的姿勢である。

真を究めるより、実を問うことが肝要である。真の世界をさ迷うよりは現実社会に足を下ろし、現実と取組み、現実即した適確な思考判断をすることである。

法の不完全性

法は全て不完全である。完璧な法はあり得ない。法の絶対性、完全性を信ずることから錯誤がはじまる。ところが現実の法の世界は未だ絶対観が君臨しており、法の世界ほど進歩を阻み頑なに老朽した狐墨に閉じこもる時代遅れの世界はないといっても過言ではない。「法の世界はシーラカンス」とまで極言する人もいるくらいである。現代はもはや絶対観至上主義は通用しないことが多く、物理・科学の

世界は相対性とか不確定性の概念を導入し進歩を続け数学の世界でさえ、不完全性原理をみるほどで、未だに絶対性信仰で情眼を貧り安穩としているのは法の世界だけである。

法の不完全性理論は、まだ定説化されていない新しい法理のため短い文章だけでは到底理解し難くいずれ本紙上において事例を示し詳しく説明しなければならないが、取り敢えず戦略的法務室の構第二に列記する所である。

法の不完全性とは簡単に言えば全ての法は不備不完であるから、

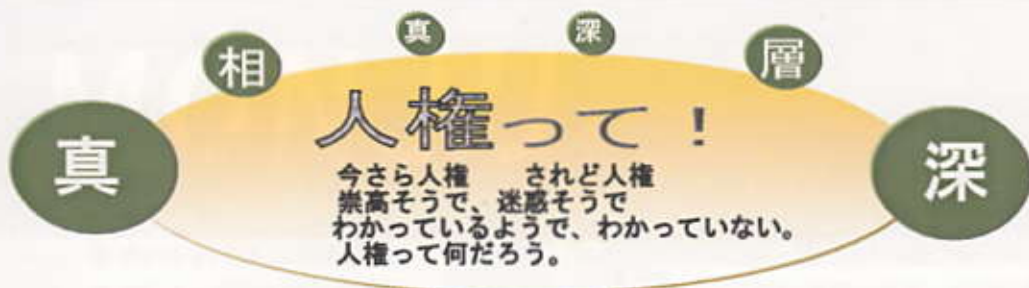
法は常に現実世界に即応した思考判断により補充、修正、削除していくべきで、法文の絶対固定化は時代錯誤を産出するのみと言う考え方である。

ゼネラリスト

ゼネラリスト(generalist)とは広範な総合知識をもち高度で柔軟な思考判断し行動できる人、と言う意味である。一般的にはゼネラリストと言えば雑学者くらいに理解されがちであるが、大前研一氏もその著書の中で、グレードアップされたゼネラリストの概念を提唱している。ゼネラリストに対照的であるのがスペシャリスト(specialist)であり、本来スペシャリストという用語が専門家を意味するのは誰もが知るところであるが、昨今、専門家とかプロのレベル低下は著しく、スペシャリスト=職人と化す傾向にあり、高度柔軟な思考判断ができない。

戦略的法務室の第三の心構えはグレードアップされたゼネラリストたるべきである。





現代のキーワード

「人権」を考えるならば、歴史的にはまずフランス革命直後の「人権宣言」が頭に浮かぶ。世界的には第二次大戦後の「世界人権宣言」、国連の「人権委員会」等々、国内に目を向ければこれは全国どこの自治体にも人権局や人権室、人権課などが必ずあり、人権習慣から人権〇〇、法務省監督下の「人権擁護委員」は全国に万余といる。今や人権という用語は巷に溢れており、誰もがそれを知らない筈もなく、知らぬでは通らぬ大切な言葉であり、人権問題は現代の重要課題のひとつとも云えよう。しかし聞き直して、一体人権って何だろう、と考え込む時、意外に明解が浮かばない。分かっているようで、よく分からない。

人権は現代を解くキーワードだろうか。因みに広辞苑では人権という言葉は「人間が人間として生まれながらに持っている権利。実定法上の権利のように自由に剥奪または制限されない。基本的人権。」と説明されている。

個人の権利

ひと口に言えば個人の権利、即ち一人の人間が生まれながらに持っている権利、それが人権ではなからうか。広辞苑の説明はなるほど尤もその通りであろうが、「人間が人間として…」と個別観をもたず、大上段に「人間」と普遍的にいつてしまうと、後述の如く人権の肥大化現象が起きてくる様に思われる。

人間と云おうと、個人と云おうと同じではないかと考えがちであるが、普遍化された抽象的で全体観を含む「人間」という云い方よりも、直接個人の権利を人権と呼ぶ方が具体的で分かりやすいのではなからうか。「人間」と云ってしまうほうが崇高ではあるが、その崇高さはともすれば尊大になりやすい。

バイブルにある「人の命は地球より重い」はよく知られる命の尊さを表現した至言であるが、現実には人ひとりの命は全人類の総命数が分母にきて、地球とは比べものにならないささやかな重さの筈である。

人権は尊く人権は重い。しかしそれは人類平等に配分された極めてささやかな個別的権利である。

大雑把な分りやすい言い方をすれば、人口100人の村では100分の1の権利がそこに住む人の人権と考えてもよく、人口一億2000万の日本では一億2000万分の1が日本人各人の人権と考えるようにしたい。地上64億の人がいるならば、世界におけるひとりの人権は64億分の1の権利と考えたほうがいいのではなからうか。本来は数で表せるものではないが、要はこれくらいの配分の意識をもって人権を考えるべきということである。

平等に配分されたささやかな個人の権利、それが人権である。

危険な人権のイデオロギー化

配分されたささやかな権利であるはずの人権が最近大手を振って大道を通るようにみえる。誰もが平等に持っており、誰もがそれを侵す事が出来ないが、誰もがそれを自慢できないはずのささやかな権利の人権が尊大に大手を振って歩いている。

しばしば云われる「人権の一人歩き」というのである。人権高揚は世の趨勢で官民そろって人権問題に取り組むことは至極結構なことであり時代の要請でもあろう。しかしまじめに人権問題が取り扱われる他方では人権を口実にイデオロギー運動を押し進めようとする傾向も多々みられ、俗にいう人権屋まで出てくる当世であり、イデオロギー化した人権運動が行政へも波及しはじめている傾向は見逃せない。人権の真相如何。人権運動は黄点減していないか。



発行/尚企創
名古屋市千種区池下1-11-27
●お問い合わせは
☎(052)751-8703

メセナはもう時代遅れか。
文化芸術は企業にとって無用の長物か。
企業の社会的責任「CSR」が叫ばれている。
メセナとCSRと手をつなげないか。
文化・芸術の薫りあるCSR！



NPO 活動義務付けみたいなものである。
世の中、非営利活動は NPO 任せと安閑としていた
付けが CSR として回ってきたのかも知れ
ない。

バブル景気の頃、メセナの声はあちこちでよく聞かれたものである。そして型にはまったようにメセナといえば美術館を建てるか、音楽演奏会を開催するというワンパターンが多かった様である。ところがバブル景気がはじけ景気が悪くなると火が消えたようにメセナの声はかき消され、むしろメセナの評判はめっきり悪くなってしまった。今、メセナの話を持ち出すと中古の飾り物か骨董品を見せられたように苦笑いする向きが意外に多い。なるほどメセナは儲からない。メセナは明らかに非営利事業だ。これは NPO に任せよう、という気持ちになるのも無理は無い。

ところが他方、最近 CSR の声はオクターブが上がるばかりである。企業の社会的責任活動は企業の使命の一つとして考えられる時代になっている。なんでも先取りしたがる EU なんぞは CSR を企業のバランスシートの中に組み入れ、その貢献度によって企業価値を評価しようとする動きさえ出始めている。はっきり言えば企業の非営利活動奨励で、企業の

社会的責任という少々堅苦しい感じの CSR もメセナとドッキングして考えたなら楽しくもあり、文化の薫りがして格調も高くなるのではなからうか。儲けることが第一であろうが、文化不毛の企業社会もちよっと淋しいではなからうか。

遊びながら儲ける、という商法(?)もある。芸術文化は本来遊びである。なんとなく文化、芸術の薫りがして楽しくもあり社会に役立つ事が出来る、しかも同時に企業のイメージアップにも繋がるそんな事業を考えればよい。自動車メーカーは自動車に関係がありしかも皆が喜び楽しめる文化、芸術的事業をすればよい。銀行は銀行らしい社会貢献ができる文化事業を考えればよい。自動車屋も銀行も同じようにメセナといえば美術館か博物館位しか思いつかない所に発想の貧困があり、このワンパターン思考が経営の貧困も招きかねないのである。

メセナと CSR をうまく結びつけて薫りある企業文化を咲かせるくらいの心の余裕、いい意味での遊びをする余裕を持ちたいものである。

約十万余個の色タイ
ルで制作された壁画。パ
ックは水を表わし「心」
の大文字の中に太陽、地
球、星など宇宙と世界、
ノアの箱舟まで入って
いる。水は作者のテーマ
らしく、生命の神秘を象
徴する。壮大な宇宙、世
界も入ってしまう心の
広大と生命の神秘。



標題 「宇宙と心」
タイル壁画 4.3×3.0m
2000年制作 個人蔵

作者 今井 暴士
(いまい あつし)
プロフィール
愛知県出身。画家であり
絵画心理学者。
「空対心理学」の新説で
注目され、新聞、テレビ
でも活躍。世界的にも知
られている。

表紙の説明

企業は哲学と文化を持って！

尚企創

I 企業の意識改革

講演・研修

・企業哲学論

・自衛理論論

(〇)社外行)

II 編集 制作

・社史、社内誌編集

・企業 SP ビデオ制作

III メセナ企画

・CI、CSR とメセナ

・提案、企画書作成

企業文化創造研究所



株産通

昭和 41 年創業

調査全般

☎(052)751-8700(本社)
(03)3388-2549(東京)